

# 羽鳥小学校PTA <規約・細則>

## 《規約》

### 【第1章 名称】

第1条 この会は、藤沢市羽鳥小学校PTAといい、事務所を羽鳥小学校におく。

### 【第2章 目的・方針】

第2条 この会は、家庭と学校と地域社会における子どもたちの幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

- 1、保護者と教職員が、それぞれの立場を尊重し、互いに協力する。
- 2、子どもたちの教育と福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 3、学校の要請に基づき、学校支援ボランティアを行うこと。
- 4、営利的・宗教的・政党的活動にいかなる関係も持たない。

### 【第3章 会員】

第4条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- 1、本校に在籍する児童の保護者
- 2、本校に勤務する教職員

第5条 この会の会員は、会費を納め、すべての平等の権利と義務を有する。

### 【第4章 会計】

第6条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第7条 この会の会費は、1世帯当たり年額1000円とする。

第8条 この会の会費の額を改定する場合は、総会の承認を受けなければならない。

第9条 この会の会計処理は、細則第2条の会計に関する事務規定による。

第10条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### 【第5章 総会】

第11条 この会の総会は、この会の最高議決機関として全会員で構成し、次の通り開催する。

#### 1、定期総会

- ア、前年度活動報告及び決算報告とその承認
- イ、監査結果報告とその承認
- ウ、新年度活動計画及び予算案の承認
- エ、新年度会計監査委員の承認
- オ、その他

#### 2、臨時総会

全会員の10分の1以上の要望があった時、または代表委員の過半数が必要と認められた時に開催する。

第12条 この会の総会は、全会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席を持って成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。書面開催の場合は、議題を会員に通知（第13条）、質問期間を経たのちに全会員の3分の1以上の議決投票をもって成立し、議決は議決投票の過半数の同意を必要とする。

ただし、議決権は1世帯1個とする。

第13条 この会の総会は、代表委員会が招集し、開催日の5日前（書面開催の場合は7日前）までに日時、場所、議題を会員に通知する。

### 【第6章 代表委員会】

第14条 この会に代表委員会をおく。

第15条 総会の議決事項の執行ならびにこの会の運営事項の議決は、代表委員会が行う。

第16条 代表委員会は代表委員、校長及び教頭で構成する。

第17条 代表委員は、立候補制により選出する。

第18条 代表委員の任期は原則として1年とする。

第19条 代表委員の人数・選出方法については、細則で定める。

### 【第7章 特別委員会】

第20条 この会は、必要のある場合は、特別委員会をおくことができる。

第21条 特別委員は、代表委員会に出席し、意見を述べることができる。

#### 【第8章 会計監査】

第22条 この会に、会計監査委員2名おく。

第23条 会計監査委員の任期は定期総会から翌年定期総会までとする。

第24条 会計監査委員の選出については、細則に定める。

## 附 則

- 1、本規約は平成17年4月1日から発効する。
- 2、本規約の改正は、総会の議決を要する。ただし、改正案は、総会の5日前（書面の場合は7日前）までに、その内容を全会員に通知しなければならない。
- 3、平成17年11月15日 一部改正
- 4、令和7年2月27日 一部改訂（第7条、11条、第12条、第13条、附則2、附則4）

## 細 則

### 第1条 会員に関する事項

- 1、規約第4条に当たる者でこの会の主旨に賛同する者は、年度途中においても会員となることができる。
- 2、会員になるには、代表委員会へ文書で申し込む。
- 3、会員は、申し込みと同時にこの会への権利及び義務を生ずる。

### 第2条 会計に関する事務規定

- 1、会費は年1回（一括）現金にて納入する。徴収は、代表委員を中心に実施する。
- 2、年度途中の入会については、納入日に会員である場合にのみ徴収する。
- 3、この会の収入及び支出の全ては予算に計上しなければならない。
- 4、予算外の収入のある場合ならびに必要な経費に不足を生じた場合は、代表委員会において審議し、その処理を行う。代表委員会は、この結果を次期総会において、報告しなければならない。
- 5、代表委員が活動上必要な交通費は、目的地までの最短距離区間の電車・バス等の公共交通機関を利用する場合に要する額をもって精算することを原則とする。ただし、特別な事情によりタクシー等の機関を利用した場合は別に精算する。
- 6、慶弔見舞いは、規約第2章の主旨に則り、次のとおりとする。
  - (1) 会員または在校児童が死亡した場合 金10000円
  - (2) その他特別の場合は、代表委員会で審議し、決定する
- 7、本条における金額の変更は、代表委員会の審議を必要とする。代表委員会はその審議経過を総会に報告し、承認を受けなければならない。
- 8、当校の教職員の離退任時に贈呈する花束については、会費より拠出する。

### 第3条 代表委員会

- 1、代表委員は立候補制により選出する。
- 2、代表委員会は、原則として年に2回開催、必要に応じて臨時開催する。

### 第4条 特別委員会

- 1、特別委員会は、規約第20条に基づき、代表委員会の決定により、設置される。
- 2、特別委員会が設置された場合は、特別委員名とともに全会員に周知される。

### 第5条 会計監査

代表委員会は、次年度会計監査委員を選出し、総会の承認を受ける。

### 第6条 その他

代表委員会は、その活動を補佐する人員を、必要に応じ、教職員及び各学級、各地区から選出することができる。

## 附則

- 1、この細則は、平成17年4月1日をもって発効する。
- 2、この細則の改正は、代表委員会において審議し、総会の承認を必要とする。

- 3、この細則において改定した金額は、改訂年月日とともに、内容を附則に記載しなければならない。
- 4、平成17年11月15日 一部改定
  - 第2条 1、前期 6月 700円を600円に改定
  - 後期 10月 700円を600円に改定
- 5、平成23年6月6日 一部改定
  - 第2条 8、当校の教職員の離任時に贈呈する花束については、会費より拠出する。
- 6、平成27年6月1日 一部改正
  - 第2条 1、銀行経由の納入方法から現金納入に変更
  - また、分割（二期）納入から一括納入に変更
- 7、令和7年2月27日 一部改訂
  - 第3条 1、各学級から2名を互選により選出から立候補制により選出に変更
  - 2、毎学期1回開催から年に2回開催に変更
  - 第7条 この会の会費を1世帯当たり年額1000円に改定